

中津市小規模修繕業務業者登録要領

平成17年2月24日
中津市告示第29号

改正 平成19年3月30日中津市告示第64号 平成24年3月29日中津市告示第106号
平成25年1月4日中津市告示第2号 平成26年3月31日中津市告示第114号
平成28年3月31日中津市告示第104号

1 目 的

本要領は、中津市が発注する小規模な修繕業務（以下「修繕業務」という。）の見積に際し、簡易な登録方法を定めることにより、修繕業務を円滑に発注できることを目的とする。

2 登録できる事業者

（1）中津市内に主たる事業所を置く事業者。（法人、個人で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問わない。）

（2）市税を完納していること。

3 登録できない事業者

（1）中津市内に主たる事業所を置かない者（法人においては他の市町村に本店がある場合、個人においては中津市に住民登録をしていない場合など）

（2）修繕業務に係る契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由がある者を除く。）

（3）中津市契約規則施行細則（昭和62年中津市告示第39号）第3条の規定により資格の認定を受けた者

（4）暴力団関係者（暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる者）

（5）関係法令に違反し、又は不誠実な行為等があり契約の相手方として適当でないと認められる者

4 登録の方法

（1）登録申請の時期は、毎年2月1日から2月末日までの期間に提出するものとする。

ただし、新たに資格審査を受けようとする場合は、随時に提出できるものとする。

（2）登録申請の受付窓口は、総務部契約検査課契約係において行う。

5 登録者の有効期限

申請の年の4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、4（1）のただし書の規定により随時に申請書等を提出し、有資格者名簿に登録された者の資格の有効期間は、当該登録された日から本文の規定による期間の末日までとする。

6 登録者の取扱い

（1）申請書の審査を行い「中津市小規模修繕業務業者登録名簿」（以下「登録名簿」という。）に登載し、全庁に公開するとともに、一般にも公開（閲覧）して、該当する業種の修繕業務を行わせる業者選定に際しての有資格者とする。

（2）登録された者は「7 対象とする契約」に定める契約を行うことができるが、業者選定において、中津市契約規則第31条の規定により定められた有資格者との業者選定を行う場合もあります。

（3）「登録名簿」に登載された者は、「3 登録できない事業者」に規定する（1）から（5）のいずれかに該当したときは、「登録名簿」から削除する。

7 対象とする契約

この登録に際し、特に法的に必要な登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査であるので、選定の対象とする修繕は、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であり、契約の内容が中津市契約規則第6条第3項第8号（随意契約）の規定に該当するものとする。

附 則（平成17年3月24日中津市告示第29号）

この告示は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成19年3月30日中津市告示第64号）

この告示は、平成19年4月1日より施行する。

附 則（平成２４年３月２９日中津市告示第１０６号）
この告示は、平成２４年４月１日より施行する。

附 則（平成２５年１月４日中津市告示第２号）
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日中津市告示第１１４号）
この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日中津市告示第１０４号）
この告示は、平成２８年４月１日から施行する。